

両替機管理運営委託契約に基づく両替機内の金銭の管理につき黙示の信託契約が認められないとされた事例

東洋大学准教授
根岸 謙 Ken Negishi

大阪高裁令和4年5月27日判決
令和3年（ネ）第2606号
判タ1508号54頁

I 事実の概要

平成28年7月に両替機の販売・運用等を行うXらは、Aとの間で外貨を邦貨に両替する自動両替機（以下「両替機」という。）の管理・運営を目的とする自動外貨・円貨両替機管理運営委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本件契約は、(1)Aが毎月1回、XらからA名義の預金口座に振込送金された両替準備資金（邦貨）を両替機に装填し、(2)装填時に両替機内にある外貨及び邦貨（以下「本件金員」という。）を集計してXらに報告し、(3)両替機から回収した外貨については、基本的には邦貨に両替して両替機に装填するというものであった。なお、A名義の当該口座は、Xらのための両替準備資金の専用入金口座ではなく、本件契約以外の業務の支払等にも利用されていた。

令和元年8月にAはXらに対して本件契約の解除を通知したが、両替機内の本件金員はXらに返還されていない状態であった。その翌月にAは裁判所に対して破産手続開始の申立てを

し、Aにつき破産手続開始決定がなされ、Yが破産管財人に選任された。Yは、Aの破産手続開始申立代理人弁護士を通じて、Aが保管していた両替機内から回収した本件金員を含む現金等の引渡しを受け、これを保管している（Yのもとで保管されている本件金員を「本件保管金」という。）。

そこで、XらはYに対し、本件契約が信託契約であり、Aに交付して両替機内に装填された本件金員は信託財産であり、破産財団に帰属するものではないと主張し、不当利得返還請求及び遅延損害金の支払請求をした。

原審（大阪地判令和3年10月28日・令和3年（ワ）第938号）ではXらの請求は棄却されたため、Xらは控訴した。控訴提起に当たり、Xらは本件金員の不当利得返還請求の理由につき、主位的には本件金員の所有権がXらに帰属することを、予備的には本件金員は信託財産であることを主張した。

II 判旨

1 Xらの主位的主張（本件金員の所有権性）についての判断

「金銭は、特別の場合を除いては、物として